あだちＳＤＧｓパートナー登録制度実施要綱

（目的）

第１条　あだちＳＤＧｓパートナー登録制度（以下「本制度」という。）は、足立区（以下「区」という。）とともにＳＤＧｓの取組等を実践する企業及び団体を「あだちＳＤＧｓパートナー」（以下「パートナー」という。）として登録し、官民一体となってＳＤＧｓを推進するとともに、パートナー同士が知見や資源を共有し合い、新しいプロジェクトが生まれ育っていくことを目的とするものであり、この要綱は、本制度のパートナー登録等にかかる事項を定めるものである。

（パートナーの登録要件）

第２条　パートナーの登録要件は、次の各号のいずれにも該当する企業及び団体とする。

（１）　ＳＤＧｓ達成に向けた取組を実践している、又は実践する予定があること。

（２）　パートナーに登録されたこと及びパートナーとしての活動内容について、当該パートナーのホームページ、ＳＮＳ等で情報発信すること。

（３）　暴力団（足立区暴力団排除条例（平成２４年足立区条例第３７号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団と関係する団体であるもの又はそれらに関連する企業及び団体でないこと。

（４）　法令又は公序良俗に反する活動をしないこと。

（５）　区及びパートナーの信用、品位及びイメージを損なうおそれのある活動をしないこと。

（登録単位）

第３条　パートナーは、原則として企業及び団体の事業所ごとに登録するものとする。

（登録申請方法）

第４条　パートナーの登録を受けようとする企業及び団体は、「あだち×ＳＤＧｓ　足立区ＳＤＧｓ未来都市　特設サイト」（以下「特設サイト」という。）のパートナー登録申請フォームから申請するものとする。

（登録等）

第５条　区は、前条の登録申請を受けた場合は、遅滞なく当該申請内容を審査し、パートナーとして適当と認める場合は、「あだちＳＤＧｓパートナー」として登録するとともに、当該申請を行った企業・団体に対し、特設サイト上で登録証を交付するものとする。

２　前項の規定による登録の有効期間は、原則２年間とする。

３　有効期間終了までにパートナーから更新の意思表示があった場合は、１回限りで有効期間を２年間延長できるものとする。

４　パートナーから更新の意思表示がない場合には、有効期間の終了に伴い、登録は失効する。

５　更新後の有効期間が終了してもパートナー登録の継続を希望する場合には、前条の方法により再度申請を行うことができる。

（足立区ＳＤＧｓ未来都市及び自治体ＳＤＧｓモデル事業推進ロゴ）

第６条　前条第１項の規定による登録を受けたパートナーは、前条第２項に定める登録の有効期間中、別に定める「足立区ＳＤＧｓ未来都市及び自治体ＳＤＧｓモデル事業推進ロゴ使用取扱要綱」（４足政Ｓ発第５５号　令和５年１月１３日　政策経営部長決定）を遵守したうえで、足立区ＳＤＧｓ未来都市及び自治体ＳＤＧｓモデル事業推進ロゴを使用することができる。

（取組状況等の報告）

第７条　パートナーは、区が求めるときには、ＳＤＧｓに関する取組状況等を区に報告しなければならない。

（変更又は廃止の届出）

第８条　パートナーは、次の各号のいずれかに該当する場合には、区に申し出なければならない。

（１）　登録申請フォームに入力した内容に変更があったとき。

（２）　企業及び団体の合併、解散、事業の休止又は廃止その他事業活動の存続に関する事項に変更等があったとき。

（３）　パートナーの登録を解除するとき。

（登録の取消委任）

第９条　区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録の取消を行うことができる。

（１）　第２条に規定する登録要件を満たさなくなったとき。

（２）　虚偽の申告その他不正な手段により登録を受けたとき。

（３）　第７条の規定により区が求める取組状況等を報告しないとき。

（４）　前３号に掲げるもののほか、登録を継続することが適当でないと区長が認めたとき。

（庶務）

第１０条　本制度に関する事務は、政策経営部あだち未来創造室ＳＤＧｓ・協創推進課において処理する。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

付　則（５足政Ｓ発第１０号　令和５年５月１１日　区長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付　則（６足政Ｓ発第９４８号　令和７年３月２６日　区長決定）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。